

平成29年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」
成果報告書

教育委員会名	福島県教育委員会
事業開始年度	平成29年度

Ⅱ 詳細報告

1. 推進地域の概要

(1) 推進地域内の児童生徒等の状況（平成30年1月31日現在） 【公立のみ計】

①推進地域内の全学校のうち、病気やけがにより転学等を行った児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
18	16	0	0	0	0	34
人	人	人	人	人	人	人

②推進地域内の全学校のうち、長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
19	12	0	12	0	17	60
人	人	人	人	人	人	人

※②については、平成25年度文科省調査（平成27年5月1日現在）の結果より

2. 事業の内容

(1) 現状の分析と事業の目的 ※実施計画にて選択した取組項目について、記載すること。

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア）・（イ））】

ア 現状の分析

(ア) 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に入院している児童生徒への支援について

○ 平成28年度の本事業における取組

主に、下記の3点に重点をおいて体制の構築を図った。

- ・ 特別支援学校（病弱）・教育事務所・市町村教育委員会の連携による当該児童生徒に関する情報共有体制
- ・ 入院前に在籍していた学校（以下、「原籍校」とする。）へ復学する際の支援内容・配慮点に関する引継ぎ体制
- ・ 原籍校へ復学後の該当児童生徒及び学校に対するアフターフォロー体制

○ 現状の分析

- ・ 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に入院している児童生徒についての把握や情報の共有、転出後の原籍校における当該児童生徒の学校生活の状況等の把握が円滑になった。
- ・ 該当児童生徒や原籍校において支援が必要な場合に、各教育事務所が学校・病院連携支援員と協力し、関係機関が連携した支援が実施できる体制を整えることができた。

○ 課題

原籍校へ復学後の該当児童生徒及び学校に対するアフターフォローより、体制整備・連携として、下記の点が課題としてあげられる。

- ・ 入院前に在籍していた学校（以下、「原籍校」とする。）へ復学する際、支援内容・配慮点に関して、ケース会議または医療機関主催によるカンファレンスを実施して引継ぎを行ったが、復学後の学校生活の中で、当該児童生徒及び保護者と原籍校の両者間における支援体制・内容・方法等に対する認識の違いがあった。
- ・ 個人情報との関連から、当該児童生徒の支援内容・方法、配慮事項等に関して、一部の教員（管理職、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）のみによる情報共有でとどまっていることが多く、担任以外の教員による学習指導の際に、該当児童生徒が必要な支援内容・方法、配慮事項が受けられないことがあった。個人情報の管理と共に、学校全体での情報共有のあり方が課題である。
- ・ 該当児童生徒が原籍校での学校生活に円滑に移行するためには、他の児童生徒の理解・協力も必要不可欠である。そのため、該当児童生徒への支援内容・方法、配慮事項等について、他の児童生徒・保護者への周知・理解の方法を検討する必要がある。
- ・ 該当児童生徒の状態によっては、人的・物的な環境整備が求められるため、原籍校を所管する市町村教育委員会による支援体制が必要である。

(イ) 特別支援学校（病弱）が設置されていない医療機関に入院している児童生徒への支援について

○ 平成 28 年度の本事業における取組

主に、下記の 2 点に重点をおいて体制の構築を図った。

- ・ 推進地区 3 地域の医療機関に対する「入院児童生徒への学習機会の保障」への理解啓発
- ・ 推進地区（県中教育事務所域内）の医療機関 4 か所との連携による入院した児童生徒への学習支援体制の整備

○ 現状の分析

- ・ 医療機関及び関係者（医師、看護師等）に、「入院児童生徒への学習機会の保障」に関することやそれらの相談機関に関する情報が不足している。特別支援学校（病弱）が入院児童生徒への支援に関する相談窓口の一つであることを紹介し、特別支援学校（病弱）の相談支援機能について理解啓発を図った。
- ・ 推進地区（県中教育事務所域内）の医療機関 4 か所に児童生徒が入院した場合、医療機関が相談窓口である特別支援学校（病弱）を紹介し、保護者の了解を得た上で該当特別支援学校（病弱）に連絡することで、迅速に相談支援が受けられる体制を整えた。
- ・ 医療機関及び本人・保護者から相談支援の依頼があった場合、一次相談として該当児童生徒が在籍する学校（以下、「在籍校」とする。）がある市町村教育委員会を所管する教育事務所と学校・病院連携支援員を中心に対応の検討・調整し、二次相談として在籍校を中心に、教育事務所・市町村教育委員会・特別支援学校（病弱）・特別支援教育センター・医療機関等の関係者が連携して支援内容・役割を検討し支援を実施できる体制を構築した。
- ・ しかし、平成 28 年度は該当児童生徒がいなかったため、実際に活用した事例はなかった。

○ 課題

- ・ 医療機関及び関係者（医師、看護師等）に、「入院児童生徒への学習機会の保障」に関することやそれらの相談機関に関する情報が不足していることを踏まえ、情報を発信し、理解啓発を図る必要がある。
- ・ 特別支援学校（病弱）が入院児童生徒への支援に関する相談窓口の一つであることを紹介し、

特別支援学校（病弱）の相談支援機能について理解啓発を更に図る必要がある。

- ・ 該当児童生徒が生じて、実際に支援を行った場合、在籍校及び在籍校を所管する市町村教育委員会による支援体制の整備・構築が課題となることが予想されるが、事例を収集し検証する必要がある。
- ・ 特別支援学校（病弱）が設置されていない地区においては、地区にある他障がいの特別支援学校との連携・協力が必要となる。地域の教育資源を十分生かした支援体制づくりの構築を考える必要がある。

(ウ) 高等学校に在籍し長期入院している生徒に対する退院後の円滑な学校生活に向けた効果的な学習支援体制や連携方法について

○ 平成 28 年度の本事業における取組

県立高等学校を対象に「入院している生徒に対する学習支援に関する調査」を実施した。

全校を対象に質問紙による一次調査を実施し、対象生徒が在籍する学校に対して二次調査として、電話・訪問による聞き取り調査を実施し、高等学校に在籍し長期入院している生徒への学習支援の現状について把握した。

○ 現状の分析

- ・ 対象生徒が在籍する学校では、病気やけがで入院した生徒に対する学習支援体制の構築に向けて、実際には「担任による生徒・保護者の思いに寄り添った対応」と共に「保護者や医療機関、関係機関との連携」を図っている。
- ・ しかし、実際に実施する上では、「管理職の理解と校内での組織的な対応」や「学習支援等を実施する上での教職員の理解と協力」が重要であると考えている。
- ・ 更に、病気やけがで入院した生徒に対する学習支援体制の構築に向けて、「生徒一人一人の病状に応じた対応の工夫」や「多忙な業務の中での学習支援等の実施と工夫」、「授業の履修、単位の修得に関わる対応」等が課題だと考えている学校が多かった。

○ 課題

- ・ 調査結果より、各校における取組の違いや「入院児童生徒への学習機会の保障」に対する意識の違い・温度差が明らかになった。各校で取組事例を高等学校に広く周知すると共に、「入院児童生徒への学習機会の保障」に対する理解啓発を図る必要がある。
- ・ 高等学校に在籍し長期入院している生徒の学習支援体制の検討にあたっては、学級の友人等とのつながりや、学習面での遅れ、単位の履修・修得や進級等に関する問題が、入院している生徒の心理面に大きく影響する。
そのため、特別支援学校（病弱）が支援にあたる場合には、在籍校と支援内容や役割について検討、整理して、支援を行う必要がある。
- ・ 高等学校に在籍し長期入院している生徒の学習の機会の保障については、本課のみではなく高校教育課との連携が必要である。課間における十分な情報交換を行いながら進めていくことが重要である。

イ 事業の目的

本事業の実施にあたっては、市町村教育委員会や小・中学校、高等学校における、入院している児童生徒の学習支援に関する体制整備をめざし、福島県教育庁特別支援教育課、義務教育課、高校教

育課、社会教育課等と連携を図りながら事業を進めていく。

(ア) 「入院している児童生徒の学習機会の保障」についての理解啓発を図る。

(イ) 特別支援学校（病弱）が設置されていない医療機関に入院している児童生徒の実態とニーズを把握し、効果的な学習支援体制の在り方や関係機関の連携方法について検討する。

- ・ 特別支援学校（病弱）と在籍校との連携方法の構築
- ・ 在籍校における継続した支援体制の構築

(ウ) 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に入院している児童生徒の学習支援体制を構築し、支援の充実を図る。

- ・ 特別支援学校（病弱）と原籍校との連携の充実
- ・ 原籍校における支援体制の整備と充実
- ・ 医療機関に長期入院している高校生に対する学習支援体制の在り方の検討

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

ア 現状の分析

(ア) 入院児童生徒等に対するタブレット端末等 I C T 機器及び通信機器等の有効な活用方法について

○ 平成 28 年度の本事業における取組

- ・ 特別支援学校（病弱）における授業での活用や学校行事に参加できない児童生徒に対する活用事例を蓄積した。また、原籍校との交流及び共同学習で、タブレット端末等に学習成果の発表を録画したものを視聴することで、原籍校との間接的な交流の手段として用いた。
- ・ 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に長期入院する高校生に対しては、福島教育クラウドサービス（F C S）を利用したハンガアウト（テレビ会議システム）の活用や在籍校との中継に向けた支援、機材の貸し出し等を行った。在籍校との交流の実施を検討・計画し、実際に生徒に在籍校とのハンガアウト（テレビ会議システム）を体験してもらい、実施できる環境を整えた。

○ 現状の分析

- ・ 特別支援学校（病弱）と原籍校との交流及び共同学習で、タブレット端末等に学習成果の発表を録画したものを視聴することで、原籍校との間接的な交流の手段となっている。原籍校との交流が、対象児童生徒の心理的な安定につながっている。
- ・ 福島教育クラウドサービス（F C S）を利用したハンガアウト（テレビ会議システム）の活用や在籍校との中継に向けた支援については、実施する場所が特別支援学校（病弱）であることから、本人の入院時の体調の面（免疫の低下等）により病棟を離れることができず、テレビ会議による交流の実施には至らなかった。

○ 課題

- ・ タブレット端末等の I C T 機器を活用した指導・支援の事例や他県の先進的な取組を収集し、特別支援教育センターでの I C T 機器に関する研修や取組事例の収集等に生かし、県内に広く周知する必要がある。
- ・ 福島教育クラウドサービス（F C S）を利用したハンガアウト（テレビ会議システム）の活用や在籍校との中継に向けた支援を進めるにあたり、通信にかかわるネットワーク環境を整える必要がある。

イ 事業の目的

入院児童生徒への学習支援において、小・中学校、高等学校が特別支援学校（病弱）と連携し、タブレット端末等のICT機器を活用した学習支援に関する研究を行う。

(ア) 特別支援学校（病弱）に在籍している児童生徒に対する、原籍校等との交流及び共同学習での活用

(イ) 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に入院している高校生に対する、在籍校との連携・協力による学習支援での活用

(2) 事業内容と成果

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア）・（イ））】

① 取組内容と成果

ア 「入院している児童生徒の学習機会の保障」についての理解啓発について

(ア) 取組内容

- 市町村教育委員会、保健福祉事務所、医療機関への訪問による理解啓発
 - ・ 学校・病院連携支援員、教育事務所指導主事、特別支援教育センター指導主事が、市町村教育委員会、保健福祉事務所、医療機関を訪問し、「入院児童生徒への学習機会の保障」に関する理解啓発やそれらの相談機関に関する情報提供を行った。
- リーフレットやガイドブック等の作成と配付
 - ・ リーフレット『病気の子どもや入院している子どもへの支援ガイド』やガイドブック、支援事例集を作成し、リーフレットについては県内の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会、教育事務所、教育庁内関係各課に配付した。
- 研修会等での入院児童生徒等への対応の周知
 - ・ 関係機関や関係各課が主催する保健師や養護教諭等を対象にした研修会等でリーフレットを配付し、病気の子どもや入院している子どもへの対応について説明した。また、相談機関に関する情報提供を行った。

(イ) 成果

- ・ 「入院している児童生徒の学習機会の保障」についての理解が広がった。
- ・ 病気の子どもたちや入院している児童生徒への支援内容・方法などへの具体的な理解が広がり、各学校では該当児童生徒への対応を考える契機になった。
- ・ 該当児童生徒と在籍校間の対応に加えて、市町村教育委員会や特別支援学校（病弱）等の関係機関が連携した際の支援の実際を紹介したことで、在籍校における支援内容・方法が広がり、支援の充実につながった。

イ 特別支援学校（病弱）が設置されていない医療機関に入院している児童生徒の実態とニーズを把握し、効果的な学習支援体制の在り方や関係機関の連携方法について

(ア) 取組内容

- 特別支援学校（病弱）と在籍校との連携方法の構築
 - ・ 該当児童生徒の在籍校から特別支援学校（病弱）が相談支援の依頼を受け、在籍校、特別支援学校（病弱）の教員、学校・病院連携支援員によるケース会議を実施して該当児童生徒・保護者のニーズを踏まえながら支援内容・方法について検討した。また、学校・病院連

携支援員が入院先の医療機関との調整を図り、入院中の学習機会の保障について検討し、入院する医療機関に在籍校と特別支援学校（病弱）の教員が訪問し連携を図りながら、学習面と心理面への相談支援を実施した。

○ 在籍校における継続した支援体制の構築

- ・ 該当児童生徒の在籍校から特別支援学校（病弱）及び市町村教育委員会が相談支援の依頼を受け、在籍校、特別支援学校（病弱）教員、市町村教育委員会担当者によるケース会議を実施して該当児童生徒・保護者のニーズを踏まえながら支援内容・方法について検討した。

同時に、在籍校が入院先の医療機関との調整を図り、入院中の学習機会の保障について検討・確認し、入院する医療機関に在籍校の教職員（主に、学級担任や生活相談員）が訪問し、学習面の指導と心理面への支援を実施した。

(イ) 成果

- ・ 該当児童生徒の在籍校及び入院先の医療機関における「入院している児童生徒の学習機会の保障」についての理解の広がりや意識の高まりがみられ、在籍校を主とした支援体制モデルが構築された。
- ・ 該当児童生徒の在籍校と在籍校を所管する市町村教育委員会の連携し、市町村における資源を活用した支援体制モデルが構築された。
- ・ 入院している児童生徒への学習機会の保障を図るための取組は、該当児童生徒の入院中の心理的な安定につながり、学習意欲の継続と共に退院後の学校生活への不安の軽減になった。

ウ 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に入院している児童生徒の学習支援体制を構築、支援の充実について

(ア) 取組内容

○ 特別支援学校（病弱）と原籍校との連携の充実

- ・ 平成 28 年度の本事業における取組を継続して実施した。

○ 原籍校における支援体制の整備と充実

- ・ 平成 28 年度の本事業における取組を継続して実施した。

○ 医療機関に長期入院している高校生に対する学習支援体制の在り方の検討

- ・ 医療機関が該当生徒・保護者に対して、特別支援学校（病弱）の相談支援に関する情報を提供し相談窓口を紹介した。特別支援学校（病弱）における支援内容等の説明を受けて、該当生徒・保護者が在籍校に相談し、該当生徒の在籍校から該当特別支援学校（病弱）が相談支援の依頼を受けて支援を開始した。
- ・ 在籍校の教員（担任等）、特別支援学校（病弱）の教員、学校・病院連携支援員、医療機関関係者（医師、看護師）、該当生徒・保護者によるカンファレンス（ケース会議）を実施して支援内容・方法について検討した。
- ・ 該当生徒の入院中の自主学習に対して、在籍校と該当特別支援学校（病弱）が連絡を取り合い、情報共有を図りながら、自主学習の進捗や在籍校が提示した学習課題に対する取組に関する相談支援を行った。

(イ) 成果

○ 特別支援学校（病弱）と原籍校との連携の充実

- 原籍校における支援体制の整備と充実
 - ・ 平成 28 年度の本事業における取組で構築した支援体制モデルが、県内全地区においても機能し、原籍校における支援体制の充実につながった。
- 医療機関に長期入院している高校生に対する学習支援体制の在り方の検討
 - ・ 該当生徒の在籍校と入院している医療機関、設置されている特別支援学校（病弱）が連携し、医療機関及び特別支援学校（病弱）における資源を活用した支援体制モデルが構築された。
 - ・ 入院している児童生徒への学習機会の保障を図るための取組は、該当生徒の入院中の心理的な安定につながり、学習意欲の継続と共に学習の遅れに対する不安の軽減になった。また、治療に対する前向きな姿勢を生み出した。
 - ・ 本事業における高校生に対する学習支援体制の在り方や学習機会の保障については、本課のみではなく高校教育課と連携し情報交換を行いながら進めたことで、高等学校と特別支援学校（病弱）が連携して支援する体制を整えることができた。

②学校・病院連携支援員（コーディネーター）の活用実績と成果

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）
元特別支援学校校長	17 日／月×7 時間×12 ヶ月 養護教育センターに配置
具体的な活動内容と役割	活動の成果
(1) 各教育事務所、各市町村教育委員会、小・中学校、高等学校、特別支援教育センター、特別支援学校（病弱）、医療機関等の連携のための理解啓発及び連絡・調整 (2) 入院児童生徒の実態の把握 (3) 特別支援教育センターと連携した調査・研究の実施 (4) 小・中学校、高等学校、特別支援学校への指導・助言	(1) 関係機関との連携のための理解啓発及び連絡・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村教育委員会、保健福祉事務所、医療機関を訪問し、事業の説明と入院する児童生徒への理解啓発に努めた。訪問後、教育事務所へ入院する児童生徒に関する問い合わせがあったり退院後の学校での様子を意識して把握したりする市町村教育委員会があった。 ・ 常時、特別支援学校（病弱）や各教育事務所指導主事と連絡を取り合い、協力して支援体制の構築について県とすることができた。 (2) 入院児童生徒の実態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育課より転入・転出の情報を得て、関係機関と連絡を取りながら児童生徒の実態を把握し、支援に向けて調整することができた。 (3) 特別支援教育センターと連携した調査・研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育センターに配置することで、特別支援教育センターの調査研究に対し、助言を行った。 (4) 小・中学校、高等学校、特別支援学校への指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院している児童生徒の小・中学校、高等学校、特別支援学校を訪問し、在籍校の支援状況を把握し、学習機会の保障に向けた支援に向けて支援内容・方法を検討し調整を図った。 ・ 高校生については、医療機関が実施するカンファレンス

<p>(5) 特別支援学校（病弱）の専門性の向上を図る指導・助言</p>	<p>に参加し、在籍校と連絡や確認を取りながら支援を進めた。在籍校より、カンファレンスに同席することで心強かったとの意見があった。</p> <p>(5) 特別支援学校（病弱）の専門性の向上を図る指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの経験を生かし、「調査研究委員会」の中でも、各特別支援学校（病弱）の学校の特色を生かした指導・支援について助言を行った。 定期的に特別支援学校（病弱）を訪問し、各校の取組内容を確認し、指導・助言を行うことで、事業の主旨に基づいて進めることができた。
--------------------------------------	--

【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ）・（オ））】

①取組内容と成果

ア 特別支援学校（病弱）に在籍している児童生徒に対する、原籍校等との交流及び共同学習での活用について

(ア) 取組内容

- 原籍校における在籍学級の様子を定期的に確認
 - ・ タブレット端末等で原籍校の在籍学級の学習活動の様子や級友からのメッセージ映像を録画し、それを該当児童生徒が視聴することで、原籍校との交流を図った。
- Web会議システム活用した交流及び共同学習の実施
 - ・ 医療機関のフリーネットワーク回線でモバイルデータ通信により入院中の医療機関と原籍校の学級をつなぎ、Web会議システムで該当児童生徒と原籍校の児童生徒と、総合的な学習の時間や学級活動で交流及び共同学習を実施した。

(イ) 成果

- ・ 実際の映像によって原籍校・在籍学級の様子が確認できたことは、該当児童生徒の入院中の不安の軽減につながった。
- ・ Web会議システムによる同時双方向型での交流及び共同学習の実施は、原籍校・在籍学級の一員としての帰属意識や級友とのつながりを担保でき、当該児童生徒と原籍校・在籍学級をつなぐ心理的な支援として有効だった。
- ・ Web会議システムによる同時双方向型での学習活動の実施については、特別支援学校（病弱）が設置されていない医療機関に入院している児童生徒への支援に活用された。

まず、在籍校の教員、学校・病院連携支援員、特別支援学校（病弱）の教員、医療機関の関係者、市町村教育委員会担当者、教育事務所担当者によるケース会議を実施し、在籍校を所管する市町村教育委員会が、設備・機材及び通信費等を準備するという方法で実施した。また、医療機関が相談スペースとして活用している個室を提供し、在籍校の教員が入院している該当児童生徒に付き添い、在籍学級と医療機関をつないで学習活動を行うことができた。

②学習の補充支援員の活用実績及び役割

主な経歴・資格（人数）	活動内容実績（回数、活動形態、対象）
-------------	--------------------

配置していない		
具体的な活動内容と役割	活動の成果	

(3) 入院児童生徒等への基本的な支援の流れ（フロー図）

別紙1 参照

(4) 実施スケジュール（実績）

別紙2 参照

3. 事業の課題と今後の方策

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア）・（イ））】

(1) 病弱教育及び入院児童生徒に対する教育保障に関する理解啓発

ア 課題

- ・ 「入院している児童生徒の学習の機会の保障」への理解は、学校、市町村教育委員会、医療機関によって温度差がある。
- ・ 病気の子どもたちや入院している児童生徒の病状は多様であるため、病気に対する知識等が少な中で、在籍校が該当児童生徒への支援内容・方法を検討し支援体制を整えることは難しい。

イ 今後の方策

- ・ 教育関係者に対しては、各種会議及び研修会において、リーフレット及びガイドブック等を配付し、引き続き「入院している児童生徒の学習の機会の保障」について理解啓発を図る。併せて、在籍校の取組を支援する体制の整備に向けて、本事業における支援事例を元に、在籍校、市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）の連携による支援体制の整備・構築の方法等を紹介する。
- ・ 医療機関関係者に対しては、医療機関や保健福祉事務所の訪問に加えて、学校保健会等においてもリーフレット及びガイドブック等を配付するなど、「入院している児童生徒の学習の機会の保障」についての理解啓発を行う。
- ・ 本事業における「学校・病院連携支援員」に代わり、平成30年度から病弱特別支援学校（病弱）に設置する地域支援センターに「教育支援アドバイザー」を配置し、引き続き「入院している児童生徒の学習の機会の保障」への理解啓発及び在籍校の取組を支援する体制整備を進める。

(2) 特別支援学校（病弱）が設置されていない医療機関に入院している児童生徒への支援について

ア 課題

- ・ 該当児童生徒の在籍校及び在籍校を所管する市町村教育委員会、入院先の医療機関によっ

て、「入院している児童生徒の学習機会の保障」についての理解や意識に違いがある。

- ・ 在籍校における継続した支援体制の構築については、該当児童生徒の在籍校や在籍校を所管する市町村教育委員会等の資源や体制面の違いが大きく関与し、該当児童生徒が受けられる支援内容にも影響する。本事業における支援事例の中では、在籍校や在籍校を所管する市町村教育委員会の資源や体制面の違いから、教科学習への支援として人的な配置や派遣を実施して支援した事例とそれらの実施ができなかった事例があった。
- ・ その他、該当児童生徒が医療機関に入院している際に受けた学習面の支援について、出席の取り扱いや教育課程上の位置づけ、学習評価という点では課題が残っている。

イ 今後の方策

- ・ 該当児童生徒の在籍校及び在籍校を所管する市町村教育委員会、入院先の医療機関に対しては、平成30年度から病弱特別支援学校（病弱）に配置する「教育支援アドバイザー」を中心に、引き続き「入院している児童生徒の学習機会の保障」への理解啓発と共に、該当児童生徒への支援体制の構築に向けた調整を行う。
- ・ 特別支援学校（病弱）が設置されていない医療機関に入院している児童生徒への支援で、在籍校における継続した支援体制の構築を図るには、「入院している児童生徒の学習機会の保障」に関する基礎的な環境整備が必要である。入院中の該当児童生徒への教科学習の支援を実施するための人的な配置及び派遣制度の整備、出席の取り扱いや教育課程上の位置づけ、学習評価等について、教育庁内の在籍学校を所管する関係各課との調整及び協議を継続して行っていく必要がある。

(3) 特別支援学校（病弱）が設置されている医療機関に入院している児童生徒の学習支援体制を構築、支援の充実について

○ 医療機関に長期入院している高校生に対する学習支援体制の在り方の検討について

ア 課題

- ・ 支援内容に関する該当生徒及び保護者のニーズは、在籍校の教育課程で該当生徒が現在履修している教科・科目の学習に関することである。特に、該当生徒のニーズと、小・中学部のみの特別支援学校（病弱）において現在実施している該当生徒の自主学習への支援との間で違いがある。
- ・ 該当生徒のニーズと在籍校から提示される学習課題に違いがあった。在籍校から提示される学習課題は単元の確認テストや問題集が主であったが、該当生徒のニーズは教科担当教員が1単位時間の中で行った講義資料や問題演習における解説内容であり、自主学習の際に、該当特別支援学校（病弱）教員がそれらの相談に対応することに難しさがあった。
- ・ また、該当生徒が医療機関に入院中に、該当特別支援学校（病弱）の支援を受けて行っている学習は、「自主学習」という位置づけであるため、該当生徒の在籍校における教育課程上の単位履修や修得、進級・卒業と関連した欠時数の問題等が残った。

イ 今後の方策

- ・ 該当生徒の在籍校と入院している医療機関、設置されている特別支援学校（病弱）が連携し、医療機関及び特別支援学校（病弱）における資源を活用した支援体制モデルを継続して実施し、支援する。
- ・ 平成30年度から病弱特別支援学校（病弱）に配置する「教育支援アドバイザー」を中心に

に、引き続き在籍校等への「入院している児童生徒の学習機会の保障」への理解啓発と共に、該当児童生徒への支援体制の構築に向けた調整を行う。

- ・ 該当生徒のニーズと在籍校から提示される学習課題に違いの調整を図るため、ケース会議（カンファレンス）において支援内容・方法、在籍校と特別支援学校（病弱）の役割の整理を行う。また、高校教育課と連携し、該当生徒のニーズに応えることができるよう、オンデマンド型教育の実施等についても検討していく必要があると考える。

【教育機会確保について（公募要領（エ））】

（1）特別支援学校（病弱）に在籍している児童生徒に対する、原籍校等との交流及び共同学習でのタブレット端末等のICT機器の活用について

ア 課題

- ・ 該当児童生徒の原籍校や原籍校を所管する市町村教育委員会等によって、ICT機器の整備状況や通信システム、セキュリティ対策などICT環境などの資源や体制面に違いがあり、該当児童生徒によって、タブレット端末等のICT機器を活用した原籍校等との交流及び共同学習に計画段階から違いが生じた。
- ・ Web会議システムを活用するなど、同時双方向型での学習活動の実施を検討する場合、県内の各学校及び市町村教育委員会、医療機関における、情報通信ネットワークの整備状況を含めたICT環境についての情報収集が必要である。
また、各関係機関の情報通信ネットワークの相互連携（例：医療機関と学校など）や、モバイル通信費の確保など、通信方法の検討が必要である。
- ・ 教員側が、ICT機器の活用及び情報通信ネットワークを含むICT環境の整備に関する理解を深めると共に、学習活動を行う上でICT機器を活用した指導力の向上を図る必要がある。

イ 今後の方策

- ・ 各教育事務所及び各市町村教育委員会の担当者を対象とした会議または研修会において、各市町村及び所管する学校におけるICT環境の整備状況について情報を収集する。
- ・ 特別支援教育センター及び特別支援学校（病弱）において、県教育センター等の協力・連携し、福島教育クラウドサービス（FCS）を利用したハンガアウト（テレビ会議）による学習指導の事例等を収集し、タブレット端末等のICT機器を活用した原籍校や在籍校等との交流及び共同学習の実施に活用する。
- ・ 各関係機関の情報通信ネットワークの相互連携（例：医療機関と学校など）や、モバイル通信費の確保など、通信方法については、教育庁内外の関係各課との調整及び協議に向けて検討する。
- ・ 特別支援教育総合研究所で開催されるICT関係の研修会に特別支援学校（病弱）教員の派遣を計画的に検討する。派遣された教員による校内研修会を、特別支援学校（病弱）内において実施し、ICT環境の整備や学習活動を行う上でICT機器の活用についての理解を深める。